

未収金対策検討委員会規程

未収金対策検討委員会規程

第 1 条 未収金対策検討委員会（以下「委員会」という。）は、理事会の補助機関として 設置するものとし、賦課金の未納を解消することを目的に必要な事項を定める。

第 2 条 委員会の職務は、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 3 条 委員会は委員 5 名をもって組織する。

2 委員は、理事会が選任したものがあたる。

3 委員長は委員の互選とする。

第 4 条 委員の任期は 4 年とする。ただし、再選は妨げない。

2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第 5 条 委員会は委員長がこれを招集する。

2 委員長が委員会を招集するときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

第 6 条 委員会の議長には委員長がこれにあたる。

第 7 条 委員会は次の事項について理事長の諮問に答申し、又は委任された事項を議決して理事会に報告するものとする。

(1) 賦課金の未納者に対する徴収、処分に関すること

(2) その他必要と認める事項

第 8 条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、委員として委員会議決に加わる権利を有しない。

第 9 条 理事長、副理事長及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第 10 条 委員会は、必要に応じて職員その他の者の出席を求め意見を聴取することができる。

第 11 条 委員には費用弁償を支給する。

第 12 条 委員会は、必要に応じて弁護士に相談又は、委嘱することができる。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 12 日から施行する。